2019年12月23日

三重県四日市市西新地7番8号株式会社三重銀行 取締役頭取 渡辺 三憲

中間貸借対照表(2019年9月30日現在)

(単位:百万円)

							(単位:百万円)
	科			目		金額	科 目 金 額
	(資	産	の	部)			(負債の部)
現	金	Ť	頁	け	金	132, 086	強 1,695,982
コ	_	ル	口	_	ン	815	譲 渡 性 預 金 79,902
買	入	金	銭	債	権	872	債券貸借取引受入担保金 29,579
商	品	有	価	証	券	82	借 用 金 28,000
有	,	価	誼	E	券	410, 790	外 国 為 替 31
貸		Ł	Ц		金	1, 402, 572	その他負債 7,962
外	Ì	玉	羔	3	替	2, 244	未 払 法 人 税 等 658
そ	の	Ħ	<u>h</u>	資	産	20, 810	資 産 除 去 債 務 62
1	E 0	他	の	資	産	20, 810	その他の負債 7,241
有	形	固	定	資	産	9, 670	賞 与 引 当 金 507
無	形	固	定	資	産	2, 957	退職給付引当金 90
前	払	年	金	費	用	3, 671	執行役員退職慰労引当金 84
支	払	承	諾	見	返	10, 257	株式給付引当金 36
貸	倒	5	}	当	金	△ 5,930	睡眠預金払戻損失引当金 152
							繰 延 税 金 負 債
							支 払 承 諾 10,257
							負債の部合計1,862,254
							(純 資 産 の 部)
							資 本 金 15, 295
							資 本 剰 余 金 11,144
							資 本 準 備 金 11,144
							利 益 剰 余 金 76,337
							利 益 準 備 金 4,151
							その他利益剰余金 72,186
							固定資産圧縮積立金 38
							別 途 積 立 金 68,704
							繰越利益剰余金 3,443
							株 主 資 本 合 計 102,777
							その他有価証券評価差額金 25,969
							繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 △ 98
							評価・換算差額等合計 25,870
							純 資 産 の 部 合 計 128,647
資	産	の	部	合	計	1, 990, 901	負債及び純資産の部合計 1,990,901

中間損益計算書 (2019年4月 1日から) 2019年9月30日まで)

(単位:百万円)

	T	(単位:百万円)
科目	金	額
経 常 収 益		13, 605
資 金 運 用 収 益	9, 040	
(う ち 貸 出 金 利 息)	(6,733)	
(うち有価証券利息配当金)	(2, 250)	
役務 取引等収益	3, 173	
その他業務収益	564	
その他経常収益	826	
経 常 費 用		10, 338
資 金 調 達 費 用	308	,
(う ち 預 金 利 息)	(210)	
役務取引等費用	828	
その他業務費用	14	
営 業 経 費	9, 068	
その他経常費用	118	
 経 常 利 益		3, 266
特別 利 益		76
特別 損 失		4
税引前中間純利益		3, 338
法人税、住民税及び事業税	767	3, 333
法人税等調整額	173	
法人税等合計		940
中間純利益		2, 397
1 154 1/15 1/4 1111		2, 001

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

- 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年 ~ 50 年 その他 3年 ~ 20 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間 (5年) に基づいて償却しております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の 元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該 キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金 とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に 帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式の給付等に備えるため、当中間期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号2002年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

追加情報

(株式給付信託(BBT)に係る取引)

当行は、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員(以下、「取締役等」という。) が当行の親会社である株式会社三十三フィナンシャルグループ(以下、「当行親会社」という。)の中長期的な業績の 向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以 下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、当行が当行親会社に対して拠出する金銭を原資として、当行親会社が設定する信託を通じて当行親会社 普通株式が取得され、取締役等に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行親会社普通株式及び当行親 会社普通株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額
- 1,991百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,514百万円、延滞債権額は15,111百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は 利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除 く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第 1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は322百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,220百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払 猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及 び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,169百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,010百万円であります。
- 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 92,086 百万円

担保資産に対応する債務

預金7,558百万円債券貸借取引受入担保金29,579百万円借用金28,000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引及び公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券11,445百万円及びその他の資産55百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金3,277百万円、中央清算機関差入証拠金7,300百万円及び敷金・保証金949百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、280,749百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが234,623百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9. 有形固定資産の減価償却累計額
- 19,352百万円
- 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は19,192百万円であります。

11. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号 π (10) に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、7.69%であります。

(中間損益計算書関係)

- 1. 「その他経常収益」には、株式等売却益730百万円を含んでおります。
- 2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5百万円及び株式等売却損107百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(2019年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表	時 価	差額
	(生) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年	計上額 (百万円)	(百万円)	(百万円)
	国債			
	地方債		l	l
時価が中間貸借対照	短期社債		l	l
表計上額を超える	社債		l	l
大司工領を超える もの	その他	5, 000	5, 040	4 0
000	外国債券	5, 000	5, 040	4 0
	その他		l	l
	小 計	5, 000	5, 040	4 0
	国債		l	l
	地方債		l	l
時価が中間貸借対照	短期社債		l	l
表計上額を超えない	社債		l	l
を もの	その他		l	l
007	外国債券		l	l
	その他			
	小 計	_		
合	計	5, 000	5, 040	4 0

- 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2019年9月30日現在) 該当ございません。
 - (注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	1, 991
関連法人等株式	_
合 計	1, 991

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券(2019年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
	株式	44, 565	18, 115	26, 449
	債券	192, 658	189, 884	2, 773
	国債	61, 860	60, 588	1, 272
· 由明代/#共昭丰到 [.	地方債	72, 058	71,442	6 1 5
中間貸借対照表計上額が取得原価を超え	短期社債	_		1
るもの	社債	58, 738	57, 853	884
200	その他	103, 974	94, 851	9, 122
	外国債券	45, 122	41, 970	3, 152
	その他	58, 851	52, 881	5, 970
	小 計	341, 197	302, 851	38, 345
	株式	1, 687	1, 780	△ 93
	債券	6, 912	6, 938	\triangle 26
	国債	_	_	
 中間貸借対照表計上	地方債	1, 731	1, 731	
額が取得原価を超え	短期社債	_	_	
ないもの	社債	5, 181	5, 207	\triangle 26
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	その他	52, 209	53, 431	△ 1, 221
	外国債券	25, 024	25, 224	\triangle 200
	その他	27, 184	28, 206	△ 1, 021
	小 計	60, 809	62, 151	△ 1, 341
合	計	402,007	365, 002	37,004

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)		
株式	7 1 8		
その他	1, 073		
合 計	1, 791		

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は14百万円(債券)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて、30%以上下落したものを「著しく下落した」とし、そのうち50%以上下落したものは原則全額、30%以上50%未満下落したものは、回復可能性があると認められるもの以外について減損処理を行っております。市場価格のない株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、原則実質価額まで減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当ございません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金		1,	496百万円
減価償却			$4\ 3\ 4$
退職給付引当金			243
有価証券減損処理			2 2 0
賞与引当金			153
その他			588
繰延税金資産小計		3,	1 3 6
評価性引当額	\triangle		6 2 3
繰延税金資産合計		2,	5 1 2
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	\triangle	11,	$0\ 4\ 7$
前払年金費用	\triangle	1,	108
その他	\triangle		2 4
繰延税金負債合計	\triangle	12,	181
繰延税金負債の純額	\triangle	9,	668百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

1株当たりの中間純利益金額

9,556円75銭

178円 9銭